

危険物施設を設置されている皆様へ

平成31年4月1日から以下の届出については、福岡市消防局予防部指導課（中央区舞鶴3-9-7 6階）においても届出の受付が可能となります！！

- 1 製造所等譲渡引渡届
- 2 製造所等名称等変更等届

なお・・・

指導課においては、全行政区の届出の受付が可能です！

～必要書類～

1については、届出の鑑に加えて、譲渡引渡を証明する書類
※1の届出については、敷地毎に届出が必要となります。同一敷地に複数施設ある場合は、別紙に危険物施設の名称、許可年月日、許可番号がわかる一覧表も添付してください。

2については届出の鑑
※2の届出については、1回の届出で複数の行政区に係る施設の届出を併せて行う場合、別紙に危険物施設の名称、許可年月日、許可番号がわかる一覧表も添付してください。

～提出部数～

2部（1部を消防で保管し、1部は受付後返却します）



お問い合わせ先
福岡市消防局予防部指導課
危険物係
大津・姫野・酒井
TEL: 092-725-6991